

環境影響評価書案審査意見書

「八重洲一丁目北地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第57条第1項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事
小池百合子

記

第1 対象事業

- 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称：八重洲一丁目北地区再開発準備組合
代表者：中西瀝青ホールディングス株式会社 取締役 山腰 正大
所在地：東京都中央区八重洲一丁目1番3号寿ビル4階
- 対象事業の名称及び種類
名 称：八重洲一丁目北地区第一種市街地再開発事業
種 類：高層建築物の新築
- 対象事業の所在地
東京都中央区八重洲一丁目1番及び2番

第2 意 見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、最大着地濃度地点では、本事業による寄与率が高い上に二酸化窒素については環境基準も超えていることから、環境保全のための措置を徹底すること。

【騒音・振動】

工事用車両の走行に伴う道路交通騒音について、増加レベルは1dB以下としているが、現況において環境基準を超えている地点もあることから、工事用車両台数の削減を図るなどの環境保全のための措置を徹底すること。